

## 各務原市防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する要綱

(平成30年3月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市火災予防条例（昭和38年条例第48号）第47条の2第1項の規定による防火対象物の消防用設備等の状況の公表（以下「公表」という。）について、同条例及び各務原市火災予防条例施行規則（昭和55年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(消防長及び署長の責務)

第2条 消防長及び消防署長（以下「署長」という。）は、防火対象物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第2項に規定する防火対象物をいう。以下同じ。）を利用しようとする者が防火対象物の利用について適切に判断できるよう、公表を適正に行わなければならない。

(公表該当違反の報告)

第3条 査察員（消防法第4条第1項の規定による立入検査（以下この項及び第6条第1項において「立入検査」という。）を行う消防職員をいう。）は、立入検査において公表の対象となる違反を認めるときは、公表該当違反報告書（様式第1号）により署長に報告するものとする。

(公表の予告等)

第4条 署長は、前条の規定による報告により公表が必要と認めるときは、勧告書に公表を行うことがある旨を記載して、当該防火対象物の関係者に交付するとともに、公表該当違反報告書により消防長に報告するものとする。

(公表の通知)

第5条 消防長は、前条の規定による報告を受けたときは、公表の要否を決定し、公表を行うことを決定したときは、公表予定日までに、当該防火対象物の関係者に公表通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(公表の実施)

第6条 署長は、勧告書を交付した日から14日を経過した日以後において、立入検査の結果と同一の違反の内容が認められるか否かを確認し、消防長に口頭により報告するものとする。

2 消防長は、前項の規定により同一の違反の内容が認められる旨の報告を受けたと

きは、規則第8条第1項の規定により公表を行うものとする。

3 規則第8条第2項第3号に規定する消防長が必要と認める事項は、公表を開始した日とする。

(公表の削除)

第7条 署長は、公表の対象となる違反が是正されたと認める場合は、消防長に口頭により公表した情報の削除を依頼するものとする。

2 消防長は、前項の規定による依頼を受けたときは、速やかに公表した情報を削除するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

公表該当違反報告書

防火対象物の 名称・所在地	台帳番号			
	ふりがな 名 称			
	所在地			
防火対象物の 状 況	用 途	構 造	階 層	延 床 面 積
				m <sup>2</sup>
公表該当違反 に関する事項	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備			
公表該当違反 に関する状況				
立 入 検 査	立入検査実施日		勧告書交付日	
公 表	公表予定日	公表通知書交付日	公表削除日	
備 考				

※太枠内は予防課記入欄

様

各務原市消防長

公 表 通 知 書

あなたの所有・管理・占有する防火対象物に関し、 年 月 日に勧告書により通知した違反（各務原市火災予防条例施行規則第7条第2項）のうち、現に違反が認められるものについて、各務原市火災予防条例第47条の2第1項の規定により、下記のとおり公表します。

記

1 公表する事項

防火対象物	ふりがな 名 称	
	所在地	
違反の内容		

2 公表の方法

各務原市ウェブサイトへの掲載

3 公表予定日

年 月 日

備考

1の違反の内容を是正した場合は、問合せ先に連絡してください。公表日前に違反の是正を確認したときは、当該違反事実については公表しません。既に公表している場合は、当該公表情報を削除します。